

平成 28 年 5 月 6 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ J リート ETF
コード番号 1 4 7 6
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4935)

上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託について、下記の通り約款変更を行うことのお知らせいたします。

記

1. ファンド名 (コード番号)	「i シェアーズ J リート ETF」(1 4 7 6)
2. 変更の内容	<ul style="list-style-type: none">● 取得申込みおよび交換請求時において、指定参加者からの有価証券等の引渡しが行なわれなかった場合の対応措置を追加いたします。● その他、約款の整備を行ないます。 <p>(本信託約款の変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。)</p> <p>上記につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行なっていません。</p>
3. 届出の予定日	平成28年5月9日
4. 約款変更日	平成28年5月10日

以上

約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ J リート ETF」

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>3. 収益分配方針</p> <p>年4回の毎決算時（原則として2、5、8、11月の9日）に、経費等控除後の配当等収益（分配金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。</p>	<p>3. 収益分配方針</p> <p>年4回の毎決算時（原則として2、5、8、11月の9日。）に、経費等控除後の配当等収益（分配金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。</p>
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 委託者は、指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）をいいます。以下同じ。）および指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。）に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込に応ずることができるものとします。</p> <p>②～⑩（省略）</p> <p>⑪ 指定参加者は、委託者の指定する期限（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込みに必要な有価証券および金銭を受託者に引渡すものとします。</p> <p>⑫ 委託者は、指定参加者が受託者に引渡そうとする有価証券の評価額が取得申込みに係るクリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。</p> <p>⑬ 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託者に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行なうことが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。</p> <p>⑭ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消を行なうことができます。</p> <p>⑮ 前項において、全部または一部の引渡しができない</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条 委託者は、指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）をいいます。以下同じ。）および指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なうもの（以下「取得申込者」といいます。）に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込に応ずることができるものとします。</p> <p>②～⑩（省略）</p> <p>⑪ 指定参加者は、委託者の指定する期限までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託者に引渡すものとします。</p> <p>⑫ 委託者は、指定参加者が受託者に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係るクリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>ことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。</u></p>	
<p>[交換の指図等] 第48条（省略） ②（省略） ③ <u>指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託者の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。</u> ④ <u>委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。</u> ⑤ <u>前項において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じたときには、指定参加者がすべての責を負うものとします。</u></p>	<p>[交換の指図等] 第48条（省略） ②（省略） （新設） （新設） （新設）</p>